

○宮崎大学基礎教育科目履修規程

平成16年4月1日
制 定

改正 平成22年9月22日 平成26年2月27日
平成28年10月27日 平成30年3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学学務規則（以下「規則」という。）第15条第1項の規定に基づき、基礎教育科目で開設する授業科目、単位数及び履修方法等について定めるものとする。

(科目区分、授業科目及び単位数)

第2条 基礎教育科目は、導入科目、課題発見科目及び学士力発展科目に区分する。なお、導入科目は大学教育入門セミナー、情報・数量スキル、外国語コミュニケーション、保健体育及び専門基礎の5科目群で、課題発見科目は専門教育入門セミナー、環境と生命及び現代社会の課題の3科目群で構成する。

2 開設される授業科目及び単位数は別に定める。

3 前2項の規定にかかわらず、グローバル人材育成学部教育プログラムにより入学する者に適用される基礎教育科目の科目区分、授業科目及び単位数は別に定める。

(履修方法)

第3条 学生は、基礎教育科目で開設される授業科目を基礎教育科目一覧表にしたがって、各学部・学科(課程)が定める単位数以上を修得しなければならない。

(単位の計算方法)

第4条 基礎教育科目で開設する授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって1単位とし、授業の方法に応じ次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技等については、30時間をもって1単位とする。

(受講年次、受講手続及び試験)

第5条 基礎教育科目の各科目群で開設される授業科目の受講年次、受講手続及び試験については別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 規則附則第2項の規定に基づき、平成16年3月31日に旧宮崎大学及び旧宮崎医科大学に在学する者（以下「在学者」という。）並びに在学者の属する年次に再入学等する者については、この規程の規定にかかわらず、旧宮崎大学及び旧宮崎医科大学の規程等の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2 平成26年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に再入学、編入学又は転入学（以下「再入学等」という。）する者並びに平成26年度に医学部看護学科に入学する者（以下「入学者」という。）及び入学者の属する年次に再入学等する者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成28年10月27日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。